

稲作転換の定着条件—香川県における転作の現状と問題点—

松浦寿・片岡文雄

本県における転作の現状と問題点を把握し、転作作物が定着化するための資料を得る。

1. 本県における転作は、依然として、割当強制のバネによってささえられており、消極的・緊急避難的転作にとどまっている。

(1) 転作に対する農家の意識調査では、「当然である」20.3%～28.6%、「仕方がない」46.6%～60.9%、「賛成できない」18.8%～24.8%である。これを階層別・地帯別にみると、規模の小さい、また都市近郊農家ほど反対の意見が強い。

(2) 転作作物の決定要因については、「過去に栽培の経験があるもの」19.3%～27.9%、「販売は農協でとり扱ってもらえるもの」24.2%～26.8%、「作りやすいもの」15.8%～26.7%、「手間のかからないもの」5.5%～11.2%となっている。

(3) 転作圃地の決定要因については、「作物にあわせて」19.2%～34.9%、「排水を第1に」18.9%～20.0%である。その反面「割当面積に合わせて」25.0%～42.4%、「農道が悪く手間のかかる圃地を」8.0%～16.7%もある。

(4) 個別農家側からみた転作作物導入上の問題点として、農産物価格の不安定性、労働力の確保、栽培技術の習得等がある。

3. 奨励金という収益与件のもとでは、労働粗放的作物は他作物に比べ収益性が高く、水稻のそれにも充分匹敵し、また、労働力配分面でも補合性が高く、転作経営への適合特性として注目される。

(1) 収量性では、生産現場における生産技術の高位安定性がうかがわれる。

(2) 収益性の比較では、本県水稻の1日当り家族労働報酬は3,721円であるのに対し、奨励金を加算した場合、ダイズは6,016円、サトイモは5,986円、エダマメは3,543円であり、労働粗放的作物の労働生産性は、水稻のそれに比べ高い。

4. 本県のような兼業化の進展した零細経営のもとでも担い手が確保されるかぎり、そして、農協や自治体の協力のもとに、土地基盤整備、排水施設整備はもとより、生産組織・販売組織等の「転作の条件整備」が具体的に進められるならば、転作経営は十分に成立する。

5. 転作の限界性として、個別経営では対応できない農家の存在がある。現在その解決策として、借地型大規模稲作経営、酪農経営が実施されている。しかしこれも、奨励金という与件下での成立という一面を脱しきれない。